

附 則

(適用時期)

第一条 この告示は、平成二十七年三月三十一日から適用する。

(経過措置)

第二条 この告示による改正後の労働金庫法施行規則第百十四条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項第二条第四項第五号イ及びロ並びに第六号ホ並びに第三条第四項第六号イ及びロ並びに第七号ホの規定並びに附則別紙様式第一号及び附則別紙様式第二号並びに別紙様式第一号及び別紙様式第二号は、平成二十七年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る説明書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。